

# 社会福祉法人緑風会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目 標：男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 2022年4月～ 全管理職員を対象として、男性職員の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。
- 2023年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、管理部及び上司から育児休業取得をすすめるとともに、上司主導で部所全体の業務の配分についての見直しを実施する。